

改正

平成4年3月30日規則第16号

平成5年3月23日規則第7号

平成6年3月31日規則第10号

平成11年3月31日規則第5号

平成14年6月24日規則第15号

平成14年11月28日規則第26号

平成19年3月31日規則第18号

平成24年3月30日規則第10号

平成24年6月22日規則第16号

平成24年7月9日規則第17号

平成25年3月29日規則第10号

平成28年3月31日規則第12号

岡垣町福祉タクシー料金補助支給規則

(目的)

第1条 この規則は、重度の心身障害者（以下「重度障害者」という。）に対し、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において重度障害者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が第1種身体障害者と記載されている者
- (2) 療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第3条第1項第1号に定める重度の障害を有する者として療育手帳「A」の交付を受けている者
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に定める特定医療費受給者証を有する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に

定める障害等級が1、2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 この規則において「在宅」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等又はその他の法令等に基づく施設等に入所又は共同生活援助若しくは共同生活介護の利用又は医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所に入院していない状態をいう。

（対象者）

第3条 この規則によりタクシー料金補助を受けることができる者は、本町に居住し、住民基本台帳に記載されている在宅の重度障害者（以下「対象者」という。）で前年度市町村民税（平成25年度以降の認定にあつては、16歳未満又は16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合の市町村民税は、平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」に規定する計算方法を準用して算出した額とする。以下同じ。）が非課税又は均等割のみ課税されている者とする。ただし、対象者が18歳未満の場合は、父母の前年度市町村民税が非課税又は均等割のみ課税されている者とする。

（補助額）

第4条 タクシー料金の補助額は、1乗車につきタクシーの小型車、普通車、中型車あるいはリフト付きタクシーの基本料金の額とする。

（認定交付）

第5条 対象者がタクシー料金補助を受けようとするときは、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定を受けた者（以下「利用者」という。）を登録するとともに岡垣町福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を1年度につき1冊（24枚つづり）を交付する。ただし、腎臓機能障害者については、3冊まで交付する。なお、1回の申請につき1冊ずつ交付する。

（利用できるタクシー）

第6条 利用できるタクシーは次の各号のいずれかに該当するタクシーとする。

- （1）北九州タクシー協会に加盟している個人及び法人
- （2）遠賀郡内に住所を有する個人及び法人
- （3）その他町長が認める個人及び法人

（利用券の有効期間）

第7条 利用券は、利用者が第5条の規定による認定の請求をした日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する日までとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき。
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき。
- (4) 利用者が第2条に規定する重度障害者でなくなったとき。

(支払方法)

第8条 タクシー料金補助に要する費用の支払は、別途契約書の定めるところによるものとする。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき。
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき。
- (4) 利用者が第2条に規定する重度障害者でなくなったとき。
- (5) 利用者の住所・氏名が変わったとき。

(返還)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに利用券を返還しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき。
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき。
- (4) 利用者が第2条に規定する重度障害者でなくなったとき。
- (5) 有効期間が経過したとき。

(再交付)

第11条 利用券の再交付は行わない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合には、再交付することがある。

(委任)

第12条 その他この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月30日規則第16号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日規則第7号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月24日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月28日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月31日規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。